

令和7年度 全ト協指定研修施設 ドライバー等安全教育訓練研修の受講者募集について

令和7年度事業として事業用貨物自動車等に係る重大事故の防止を図り、安全教育訓練を促進するためトラックドライバー及び安全運転管理者に対する研修を実施いたします。研修を希望される方は、「安全教育訓練研修実施要領」をご確認いただきお申込下さい。なお、定員に達した時点で申込締め切りとさせていただきます。

令和7年度全ト協指定研修施設 安全教育訓練研修実施要領

1. 研修施設

全ト協の指定研修施設に限られます。全ト協ホームページに掲載されておりますので、ご確認ください。
※なお、別表1又は別表2に掲載のない研修は、助成の対象となりませんのでご注意ください。

2. 受講資格・助成人数

千葉県内の営業所に勤務するトラックドライバー及び安全運転管理者等に対する安全教育訓練を実施する会員事業者。 原則、1事業者上限2名までと致します。

3. 研修申込方法

- ① 研修毎に定員が決められていますので、千ト協に受講の可否をお問合せ下さい。



- ② 研修施設に日程等をお問合せの上、研修の予約を行って下さい。



- ③ 予約完了後「助成申込書」(様式1)に必要事項をご記入の上、千ト協にFAXで申込して下さい。
また、3月7日より、千ト協ホームページ「講習・セミナー」に研修申込等を掲載しております。

研修申込書送信先 FAX043-247-1133 (一社)千葉県トラック協会 交付金事業部

(助成申込書は、千葉県トラック協会から研修施設へ転送します。)

4. 研修受講料の支払い

研修受講料は、受講開始日の7日前までに、各研修施設にお支払い下さい。
(支払期限を過ぎると、研修申込取下げと見なされますのでご注意ください。)

5. 助成金交付に係る要件

助成金交付を受けられるのは、全ト協が指定する研修施設に千葉県内の営業所に勤務するトラックドライバー又は安全運転管理者等に、所定の研修を受講させた場合に限りです。

※上記に該当する場合であっても、千ト協の予算の制約や、研修ごとの定員の制約により、助成金の交付を受けられないことがあります。

6. 助成金額

(特別研修)

特別研修の場合は、研修受講料の7割が助成となります。(別表1)

但し、受講者の所属する営業所等がGマーク取得事業者の場合、研修受講料全額助成となります。

(一般研修)

一般研修の場合は、受講料に関わらず一律10,000円となります。

7. 研修終了後の助成金申請書類

提出書類は、研修受講後7日以内に「実施報告書」(様式2)「参加報告書」(様式3)「修了証(写し)」
「振込依頼書、又は領収証等(写し)」4点を千ト協 交付金事業部へ郵便でご提出下さい。

8. 申込みの取下げ

予約した研修の申込みを取り下げる際は、受講開始日の7日前までに研修施設及び千ト協にそれぞれご連絡下さい。なお、キャンセル料に関する条件は、各施設への申込時の合意内容によって異なりますので予めご了承ください。また、キャンセル料については助成金の交付を受けられません。

9. 助成金の交付が受けられない場合

次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付が受けられない(費用全額が自己負担となる)ことがありますのでご注意ください。

- ① 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき。
- ② 特別な事由無く、申込をした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。
- ③ 上記7.の期日を過ぎても研修終了後の助成金申請書類を千ト協に提出しなかったとき。
- ④ 研修又は手続き等において、要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき。

助成制度に関する問合せは、(一社)千葉県トラック協会 交付金事業部 TEL:043-239-5347(直通)

研修の内容につきましては、各研修施設にお問合せ下さい。